

学校生活のきまりについて（前期課程）

I. 登校・下校

始業

- ① 原則として午前7時30分より前には登校しないでください。
- ② 午前8時25分には教室に入り、着席しててください。

下校時刻

下校時刻は午後4時50分です。

最終下校時刻は午後6時です。

休日の学校施設の利用

- ① 原則として、補習・講習・部活動のない土曜日、日曜日、祝祭日（以下「休日」という。）は学校施設を使用できません。ただし、使用する場合には、あらかじめ担当の先生の同意を得てから、先生の付き添いのもと活動してください。
- ② 休日の活動時間は午前8時30分から午後5時までの範囲とします。（年末年始12月29日～1月3日及び学校閉庁日は登校禁止です。）

通学方法

- ① 前期課程生の自転車通学は禁止です。
- ② 原則として相模大野駅よりコリドー商店街を通過して、学校に登校する経路を通学路とします。

登下校時の注意

交通規則・マナーを守り、交通事故には充分注意しましょう。

II. 欠席・遅刻・早退

欠席・遅刻

欠席、遅刻をする場合は、保護者が午前7時45分から午前8時15分の間に電話で連絡してください。

早退

体調不良等で早退する場合は、担任に申し出て、担任が家庭と連絡を取った後に下校します。帰宅後は学校へ電話連絡してください。保護者からの連絡を原則とします。

また、家庭の事情等により早退する場合は、生徒システム手帳の連絡欄にその理由を記入・押印し、事前に担任に届け出てください。

III. 服装・身だしなみ

服装・身だしなみ

- ① 授業中は必ず制服を着用してください。
- ② 通学の際には休日も含めて制服を必ず着用してください。
- ③ 髪は清潔なものとし、無用な加工は施さないようにしてください。

制服着用のきまり

<男女共通>

- ① セーター・ベスト（夏・冬）を着用する場合は、本校指定のものとしします。また、夏用ドライシヤツも本校指定のものとしします。
- ② コートを着用する場合は、色は黒か紺かグレーとしします。
- ③ 冬の期間（10月1日～5月31日）は上着を着用してください。

本校指定制服の着方

<衣替え>

夏の期間 6月1日～9月30日

冬の期間 10月1日～5月31日

※5月、10月の1ヶ月については移行期間としします。気候・体調等によって調節してもよいですが、上記の制服着用のきまりを守ってください。

持ち物、履物など

- ① 通学には、運動靴、黒または茶の革靴（学生靴）、グラウンドでは運動靴を使用してください。
- ② 体育館履きは本校指定のものを着用してください。
- ③ 体育着は本校指定のものを着用してください。
- ④ 通学かばんは本校指定のものを使用してください。
- ④ 学用品以外のものは持参しないでください。
- ⑤ 持ち物には必ず氏名を書いてください。貴重品は、学校の指示に従ってください。
多額の現金や高価なものは、持ってこないようにしてください。

V. 生活全般

- ① 「挨拶」「時間を守る」「身の周りの整理整頓をする」を大切にして皆が気持ちよく生活を送れるよう心がけましょう。
- ② 登校後は校外への外出は認めません。外出する場合には願い出て許可を受けてください。
- ③ 盗難・紛失・拾得物があった場合は、担任に届け出てください。
- ④ 公共物等を破損した場合は、実費の一部を徴収することがありますので、公共物は大切に扱ってください。
- ⑤ 校外で事故等があった場合は、警察に届けるとともにできるだけ早く学校に連絡してください。

VI. 携帯電話、スマートフォン等について

携帯電話やスマートフォンなどの情報端末の校内持ち込みは原則的に禁止としします。

- ① どうしても必要な場合は、保護者が理由を書き願い出て、校長の許可を得てください。校長の許可を得て校内に持ち込む場合は、学校の指示に従ってください。
- ② 校内外での緊急時以外の使用は禁止です。

VII. 交通機関不通の際の対策について

- ① 神奈川県西部および相模原地域に「特別警報」・「暴風警報」・「大雪警報」・「暴風雪警報」が発令された場合や小田急線（相模大野駅）が台風等による計画運休になった場合、基準となる時間で対応します。

基準となる時間	警報の状況	臨時措置
午前 6 時 00 分	神奈川県西部および相模原地域に上記の警報が発令されている場合や小田急線の台風等による計画運休になった場合	自宅待機
	すべてが解除された。	平常授業
午前 8 時 30 分	神奈川県西部および相模原地域に上記の警報が発令されている場合や小田急線の台風等による計画運休になった場合	自宅待機
	すべてが解除された。	10 時 30 分登校 3 校時(2 限)から授業
午前 11 時 00 分	神奈川県西部および相模原地域に上記の警報が発令されている場合や小田急線の台風等による計画運休になった場合	臨時休業
	すべてが解除された。	13 時 00 分登校 5 校時(3 限)から授業

- ② 自宅のある地域に同等の警報が発令されている場合や警報が解除された場合でも、安全に配慮し、混雑時を避け無理をしないで登校してください。この場合、遅刻扱いにはなりません。その旨、学校へ必ず連絡してください。遅延証明書が駅で配られている場合は受け取り担任に提出してください。
- ③ 判断に迷う場合やその他特別な事情の場合には、学校へ連絡してください。
- ④ 気象情報の確認は、テレビ・ラジオ・電話（天気予報サービス 0427-177）・インターネット等で正確な情報を入手してください。

VIII. 諸届について

次の事項に該当するものは所定の手続きと様式に従って届け出または願い出て、その許可を受けてください。

- ① 体育などの授業を見学する場合には、事前に生徒手帳に保護者が記入・押印をして、担任及び教科担任に届け出てください。
- ② 学校が必要と認めた場合（高体連の公式大会参加等）、授業などの欠席は公欠扱いとなります。「公欠願」にその理由を記入し、担任に提出し、許可を受けてください。
- ③ 本人または保護者の氏名、住所などの変更の場合は、事務室に届け出て、所定の手続きをしてください。
- ④ 宿泊をとまなう旅行の場合は、職員室にある旅行届を担任に提出してください。

⑤ 家庭内に死亡者があった場合は届け出によって忌引にすることができます。忌引の基準は、次のとおりです。

一親等	父母・養父母	7日
二親等	祖父母・兄弟・姉妹	3日
三親等	曾祖父母・叔伯父母・甥・姪	1日

⑥ 二親等以内の慶事の場合は、公欠扱いとします。

※その他必要な諸届については、事務手続きの一覧を参考にしてください。